

和歌山大学システム工学部奨学金規程

制 定 平成16年10月28日

法人和歌山大学規程第 341 号

最終改正 平成23年 2月24日

(名称)

第1条 本奨学金は、システム工学部奨学金（以下「奨学金」という。）という。

(目的)

第2条 奨学金は、寄附金を基金とし、システム工学部及びシステム工学研究科博士課程に在籍し、経済的理由による修学困難な学生でかつ学業等に優れた者に、奨学援助を行うことを目的とし、学資の支給を行う。

(奨学金の基金及び構成)

第3条 奨学金は次に掲げるものをもって構成する。

(1) 寄附金

(2) 前号から生じる果実

(支給額、支給期間及び支給人数)

第4条 支給する奨学金の支給額、支給期間、支給人数及び募集時期は、別途要領で定める。

(申請)

第5条 奨学金の支給を希望する者は、奨学金申請書を提出するものとする。

(受給資格及び喪失)

第6条 奨学金の受給資格は、システム工学部及びシステム工学研究科博士課程に在籍する学生で、別途要領に定める条件を満たす者とする。

2 奨学金を支給されている学生で、要領に定める条件を満たしていないと認められる者は、条件喪失の翌月以降、奨学金の支給を停止または取り消すことができる。

(受給資格審査及び決定)

第7条 奨学金の受給資格審査は、企画人事委員会が別途要領に定める条件に基づき資格審査を行い、候補者を選出し、学部長が決定する。

(返還)

第8条 第6条第2項による条件喪失により、既に支給されている奨学金の返還を求めることができる。

附 則

この規程は、平成16年10月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成23年2月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1169号）

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。